

一般財団法人 日本不動産コミュニティー
罰則規定

第1条 この規定は、日本不動産コミュニティー（以下、**J-REC**）が会員の処分に関し、必要な事項を定め、**J-REC** 公認 不動産コンサルタントの健全な資格運営と信頼性の確保に寄与することを目的とする。

第2条 会員がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、その行為の状況により処分を行うことができる。

- (1) **J-REC** の信用を著しく傷つける行為、又は倫理規定に違反し、会員として相応しくない行為をしたとき。
- (2) 不正の手段により会員登録したことが発覚したとき。
- (3) 会員としての義務を怠り、情状が特に重いと判断されたとき。

第3条 会員に対する処分は、次の4種とする。(別表参照)

- (1) 注意
- (2) 戒告
- (3) 会員資格停止（原則1年以内）
- (4) 会員資格抹消

第4条 前条に定める処分を行う場合は、必要な調査及び事実関係の確認を行い、倫理委員会の決定を受けて行うものとする。

第5条 倫理委員会が前条に定める処分を議決したときは、その処分内容につき当該会員に対し通知するとともに、代表理事に報告しなければならない。

第6条 会員資格停止に処された者は、速やかに**J-REC** に会員証、各種認定証、入会キット一式を返却しなければならない。
資格取消に処された者についても同様とする。

第7条 倫理委員会が定める会員資格停止期間が経過し、会員資格復帰願い提出、規定費用の支払い、倫理規定・誓約書に署名した者には、会員証、各種認定証、入会キットを再交付する。

第8条 会員資格を取消された者は、その処分の決定した日から5年間は会員資格を取得できない。

また、J-REC 認定資格の取得を希望する者は、再度 J-REC 認定講座受講もしくは、検定試験受験を行ない、認定を受けなければならない。

第9条 この規定は、平成25年4月1日から適用する。

第10条 この規定は、倫理委員会の決議を経て、理事会の議決によって変更することができる。

J-REC 会員、J-REC 公認 不動産コンサルタント の処分区分並びに再措置一覧

| 区分段階 | 処分内容 | 違反事由の程度 | 再措置 |
|------|------|---------|----------------------------------|
| 1 | 注意 | (軽度) | 注意に従わず、再度処分を行う場合は戒告処分とする。 |
| 2 | 戒告 | (中度) | 戒告に従わず、再度処分を行う場合は資格停止処分とする。 |
| 3 | 資格停止 | (重度) | 資格停止にもかかわらず、再度処分を行う場合は資格取消処分とする。 |
| 4 | 資格取消 | (最重度) | |